

派遣元事業主の皆さまへ

人材サービス総合サイトを積極的にご活用ください！

令和3年3月29日から情報提供機能を拡充しています。

令和3年4月1日より、派遣元事業主による情報提供の法的義務がある全ての情報について、原則として、常時インターネットの利用により広く関係者に提供することとされています。

これを踏まえ、人材サービス総合サイトについても、情報提供が必要な全ての項目について、**直接入力による掲載申込み**を可能としています。

マージン率等の情報提供

令和3年4月1日より、以下の①～⑧の情報について、**原則としてインターネット**の利用により広く関係者に情報提供することが必要となっています。

【労働者派遣法第23条第5項、労働者派遣法施行規則第18条の2第1項、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針第2の16】

関係者が派遣元事業主を選択しやすくなるよう、**インターネットの利用にあたっては、自社のホームページのみならず、厚生労働省の運営する「人材サービス総合サイト」の積極的な活用をお願いします。**

情報提供が必要な事項・方法

「人材サービス総合サイト」より情報をご提供ください。

<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/>

情報提供が必要な事項		
①	派遣労働者数	1名
②	派遣先件数	1社
③	派遣料金の平均額	36,000/日
④	派遣労働者の賃金の平均額	9,176/日
⑤	マージン率	74.5%
⑥	労使協定の締結状況	有り
⑦	キャリア形成支援制度に関する事項	
⑧	その他の情報	



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局